

# 受講者等に係る新型コロナウイルス感染症等発生対応要領（抜粋版）

令和2年2月10日制定  
令和2年2月13日改正  
令和2年2月18日改正  
令和2年3月4日改正  
令和2年3月31日改正  
令和2年5月13日改正  
令和2年6月16日改正  
令和2年9月4日改正  
令和3年6月8日改正

## 1 目的

全国市町村国際文化研修所（以下、「J I A M」という。）の機能の維持及び受講者及び出講講師の健康確保等のため、新型コロナウイルス感染症等の感染予防の徹底と拡大防止を図る。

## 2 受講者の入寮時の対応

- (1) エントランス及び通用口に非接触式体温計及びアルコール消毒器を配置し、受講者に体温計測及び手指の消毒を求める。非接触式体温計による計測により発熱が疑われる受講者が確認された場合は、総務局の職員が健康管理室に案内し再度検温する。
- (2) 受付において、受講者全員に、チラシ「新型コロナウイルス感染症等の予防のために」（別紙1）を配布し、注意を促す。
- (3) 入寮オリエンテーションの際に、研修中のマスクの常時着用、毎朝の体温チェック、「3密」（密接・密集・密閉）の回避、手洗い、手指の消毒の励行を呼びかけるとともに、受講者が感染者の濃厚接触者に該当しうる状況が確認された場合、接触確認アプリ COCOA 等からの通知を受け取った場合、若しくは体調不良の際には速やかに申し出るよう説明する。
- (4) 発熱、咳、咽頭痛、倦怠感、味覚・嗅覚異常等の症状がある受講者（以下「発熱等の症状がある受講者」という。）については、「3 発熱等の症状がある受講者への対応」により対応する。

### 3 発熱等の症状がある受講者への対応

発熱等の症状がある受講者については、以下のとおり対応する。

#### (1) 医療機関への取り次ぎ等

##### ①通常業務時間中（平日 8:30～17:15）の場合

- ア) 発熱等の症状がある受講者が確認された場合、総務局の職員は受講者を自室に移動させる。
- イ) 受講者に対して、医療機関等に電話相談のうえ受診するよう勧めるとともに、発熱患者等の診療に対応可能な近隣の医療機関の情報を提供する。
- ウ) 本人から医療機関への電話相談により受診先が見つかった場合は、交通手段の確保をはじめとする必要な支援に努める。
- エ) 受診可能な医療機関が直ちに見つからない場合は、本人から「受診・相談センター」に相談させ、相談センターの指示等を踏まえて対応する。
- オ) 症状が重篤であるなど緊急性が高い場合、総務局の職員は、救急車を手配する。
- カ) 家族の運転による自家用車ででの迎えが可能な場合など、上述とは異なる対応が適切と考えられる場合は、個別事情に応じた対応を行う。
- キ) これら ア)～カ) の一連の対応においては、職員は受講者との十分な距離を確保するとともに、健康管理室や自室内に在室中の場合に内線電話を活用するなど、感染予防に十分に注意する。

##### 受診・相談センター（24時間対応）

大津市 受診・相談センター 電話 077-526-5411

FAX 077-525-6161

滋賀県 受診・相談センター 電話 077-528-3621

FAX 077-528-4865

##### ②通常業務時間外（土・日・休日、夜間・早朝）の場合

発熱等の症状がある受講者が確認された場合、管理室の職員は、総務課長に連絡する。

総務課長又は総務課長より指示を受けた職員は出勤し、通常業務時間中と同様の対応を行う。

なお、管理室職員又は出勤した総務局の職員は、症状が重篤な場合等、状況によっては救急車を依頼する。

#### (2) 待機時間等における対応

医療機関との受診調整や診療時間までの間、或いは、診療から検査結果が判明するまでの間等、一定の待機時間を要す場合は、原則として発熱等の症状がある受講

者を自室で待機させる。

家族の運転による自家用車での迎えが可能な場合など、上述とは異なる対応が適当と考えられる場合は、個別事情に応じた対応を行う。

#### 4 受講者が感染者の濃厚接触者に該当しうる状況が確認された場合等の対応

##### (1) 濃厚接触者に該当しうる状況が確認された場合

受講者の勤務先や家族で感染者が確認されるなど、受講者が感染者の濃厚接触者に該当しうる状況が確認された場合は、保健所等の指示に従い対応する。

また、保健所等の指示があるまでの間は、自室で待機させる等、対面での研修への参加は見合わせる。

##### (2) 接触確認アプリ COCOA 等からの通知を受け取った場合

対面での研修への参加は一旦見合わせたうえ、アプリからの通知に記載のある「受診・相談センター」等に連絡・相談させ、当該相談先の指示に従う。

##### (3) (1)又は(2)により対面での研修への参加を見合わせる場合、オンラインによる研修の聴講などを検討する。

#### 5 受講者に感染が確認された場合の措置

3、4の対応等の結果、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、医療機関及び管轄保健所（又は滋賀県 COVID—19 災害コントロールセンター）の指示の内容により次のとおりに対応する。

##### (1) 入院又は宿泊療養施設で療養することとなった場合

管轄保健所（又は滋賀県 COVID—19 災害コントロールセンター）等の指示どおりに対応する。

##### (2) 自宅療養することとなった場合

○原則として、退寮（帰宅）させる。移動方法については、管轄保健所（又は滋賀県 COVID—19 災害コントロールセンター）等の指示に従う。

##### (3) 他の受講者等への対応

当該研修及び同時期に行われている研修の中止又は 継続については、保健所等の指導に従う。なお、継続する場合は、次のとおりとする。

○感染者が確認された場合、必要な範囲で、受講者等に対して、適宜、情報を提供する。

- 当該研修受講者に「健康記録票（様式2）」を配布し、各自記録するよう依頼する。
- 当該研修受講者に、不要不急の外出の自粛を求める。また、他の研修受講者についても、できるだけ外出を控えるよう要請する。
- その他体調管理の徹底を図り、不安がある場合にはすぐに職員に申し出るよう指示・連絡する。

#### (4) 検温等の実施

当該研修受講者の朝・夕の検温は以下のタイミングで行うとともに、その結果を「健康記録票」（様式2）に各自記録させる。

朝：1時限目（又は2時限目）開始前に検温を実施し、同時に自覚症状の有無についてチェックさせる。

夕：5時限目終了後、検温及び自覚症状の有無をチェックさせる。

#### 6 閉講時の対応

全ての研修について、閉講の際に、研修担当者は受講者に対して、「万一、退寮（帰宅）後14日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合には、JIAM総務局あて連絡をいただきたい」旨、及び当該連絡があった場合には、「個人情報に留意しつつ、必要な範囲で、JIAMがその旨を他の受講者に連絡し、注意を促す」ことを伝える。

#### 7 JIAMにおける研修の実施及び施設の管理運営の対策

「新型コロナウイルス感染症予防のための対策について」（別紙2）を参照。

#### 8 出講講師への対応

出講講師については、2から6に定める受講者への対応等に準じて対応することとする。

##### 附 則

この要領は、令和2年2月10日から施行する。

##### 附 則

この要領は、令和2年2月13日から施行する。

##### 附 則

この要領は、令和2年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月 4日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月 8日から施行する。

# 健康記録票

研修名:

氏名:

団体名:

宿泊室番号:

最終接触より	日付	体温(°C)	自覚症状の状況		備考
			無	症状有り: 咽頭痛・咳・鼻汁・鼻閉・下痢・嘔吐・腹痛等	
0日 (最終接触日)	/	朝:			
		夕:			
1日	/	朝:			
		夕:			
2日	/	朝:			
		夕:			
3日	/	朝:			
		夕:			
4日	/	朝:			
		夕:			
5日	/	朝:			
		夕:			
6日	/	朝:			
		夕:			
7日	/	朝:			
		夕:			

※この記録票は退所時に提出してください。